

京都御所飛香舎にみる復古の様式とその使われ方

満田 さおり

はじめに

現在の京都御所は、江戸時代末期の安政2年（1855）に造営されたもので、檜皮葺の屋根を連ねる御殿群や庭が織りなす光景は、古代から近代に至る日本の建築文化が凝縮された絵巻のようである。各御殿は、それぞれの歴史を踏まえて造営されており、古代から続く重要な儀式が行われた紫宸殿、清涼殿、及び飛香舎は、平安復古を基調とした建築空間となっている。



図1 京都御所 飛香舎（南）

本稿で取り上げる飛香舎は、平安宮内裏五舎のひとつで（他に昭陽舎、淑景舎、凝華舎、襲芳舎）、その庭に藤樹を植えたことから藤壺とも称された御殿である（図1）。中宮や女御の居所にも用いられ、天皇大婚の儀である入内の儀や、正月2日の中宮拝礼、及び藤花の宴などが美を尽くして行われ、平安時代の華やかな宮廷文化の舞台として知られている。中世以後、飛香舎の造営は途絶えたが、江戸時代後期の寛政6年（1794）、光格天皇の准后（のち皇后）欣子内親王の入内に際して再興された。内親王の立后は珣子内親王（後醍醐天皇の皇后）以来、460年ぶりのことであった。

飛香舎の建築空間に着目すると、同じく平安宮内裏に由緒をもつ紫宸殿と清涼殿が、平安宮における配置や平面形式をほぼ踏襲しているのに対し、飛香舎に関する復古の造営方針はそれらとは大きく異なるのが特徴である。すなわち、平安宮において天皇の御在所である清涼殿に隣接していた飛香舎は、再興後は遠く内裏北端に位置を変えたとともに、時に「飛香舎代」と称されるように、その平面も部分的な造営にとどめられている。前稿^(註1)において、京都御所の紫宸殿廻りの建築空間は、用途に基づく周到的な造営計画のもと、本質的な復古を特徴としていることを明らかにしたが、その傾向は、後宮正殿の飛香舎に一層強くあらわれており、造営目的を如実に反映した建築空間となっていると推測される。

このように、京都御所における飛香舎は、紫宸殿や清涼殿と並ぶ重要な御殿でありながら、既往研究^(註2)も少なく、その本質について十分に理解されてきたとは言い難い。そこで、本稿は、飛香舎の建築空間とその使われ方の特徴を明らかにし、飛香舎の建築空間の史的意義について言及する。なお、本稿は、満田さおり「京都御所飛香舎について」（京都国立博物館編『御即位記念 特別展 皇室の名宝』、2020年）の内容を再構成し、加筆修正したものである。

1 飛香舎の建築空間について

1-1 平安宮内裏の飛香舎

平安宮飛香舎の創建年代は定かではないが、弘仁9年(818)の勘文には、内裏五舎のうち飛香舎と凝華舎が記されていないことから、その後に造り加えられたのではないかとされている(註3)。平安宮飛香舎の平面については、中山忠親の日記『山槐記』応保元年(1161)12月17日条の藤原育子(二条天皇中宮)入内の指図に詳しく、裏松固禪による平安宮の考証書『大内裏図考証』(寛政9年<1797>朝廷に献上)の飛香舎考定図も、同図をもとにしている(註4)。

図2は、裏松固禪が考証をしながら作図した草稿と考えられている内裏図である(註5)。東西5間×南北2間の母屋(西2間は塗籠^{ぬりごめ})の四面に廂、さらに東・北・西の三方に孫廂がつき、西を除いて簀子縁^{すのこえん}が廻る。東孫廂の南には打橋と渡廊(渡殿、東南廊)が接続し、清涼殿の西北廊に通じる。御殿の周囲には塀が廻り、西の渡廊の南、東簀子南端の階(沓脱^{くつぬぎ})の東、東北廊(車寄)の東の3ヶ所に小門を開く。

使われ方をみると、母屋と南廂の東側3間を昼御座^{ひのおまし}、東廂を女房座(南1間は応接間)、東孫廂の南3間を公卿座、北1間を殿上人座とする。母屋西側2間の塗籠の西南隅1間を御帳間^{みちょうのま}(常御所)、その南廂を女房座、西廂と西孫廂を台盤所、北廂と北孫廂を女房局とする(註6)。また、図2には飛香舎南庭の植栽は記されないが、儀式書や

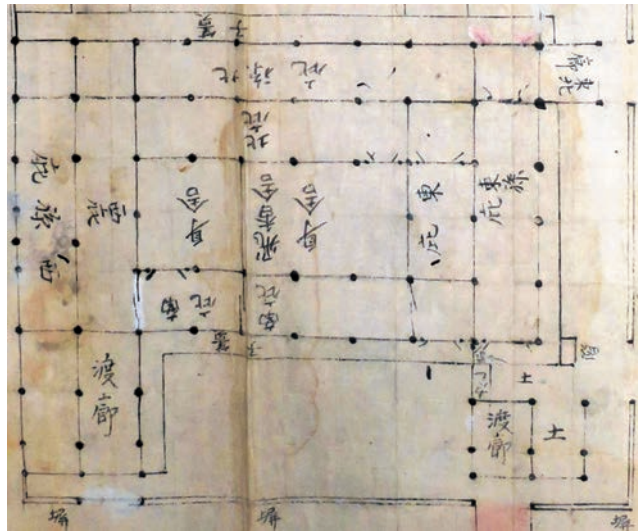


図2 『内裏図(五分計・草稿)』
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)

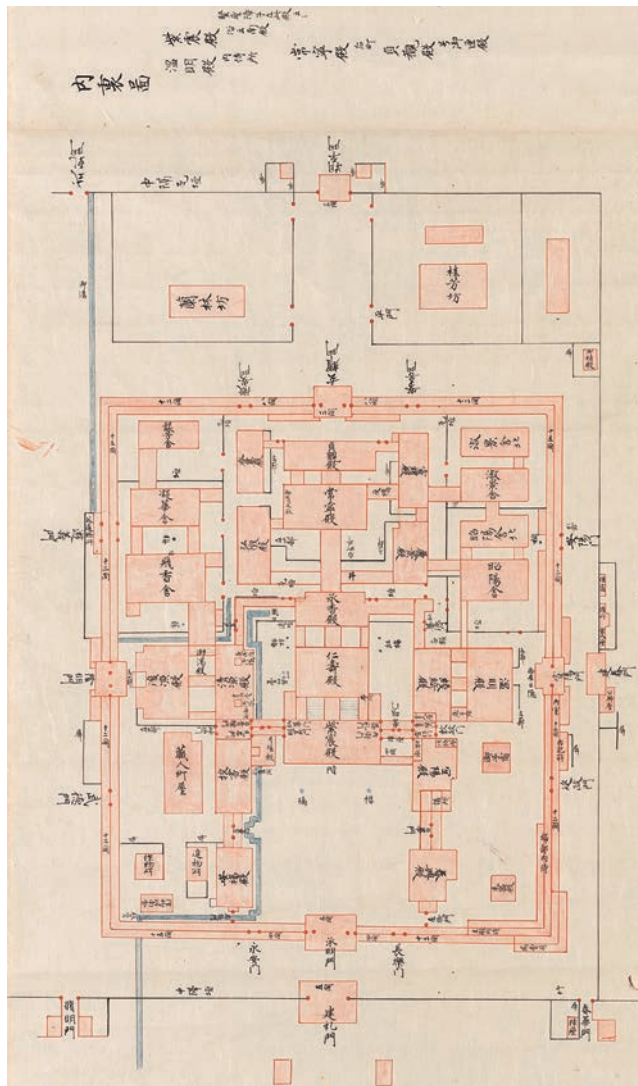


図3 『宮城図』(宮内庁蔵)

和歌集、『源氏物語』などからは、平安中期頃の藤壺における藤花宴の様子がうかがえる(註7)。

平安宮内裏後宮への参入は、外郭北門の朔平門、内郭北側中央の玄輝門を正式な経路とし、飛香舎は東北廊車寄を出入口とする(註8)(図3)(註9)。朔平門前では、女御などが牛車から輦車てくるまに乗りかえて内裏に入った。その際、輦車宣旨てくるまのせんし(人力で引く車に乗って宮中に入出入りすることへの勅許を伝えること)が発せられるのを通例とした(註10)。玄輝門は後宮正門として、古くは女官の通用門でもあり、男性の出入りは禁じられていたが、後に規制が緩んだという(註11)。

1-2 寛政度内裏の飛香舎

寛政2年(1790)11月22日の天皇遷幸当時、(寛政度)内裏に女御御殿はなく、北辺は空地となっていた。『飛香舎造営成否問状』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)は、飛香舎の御造営について、寛政2年の遷幸までに御造営を行うか、寛政6年の立后以前に御造営を行うかどうかを問うものである。結果として、寛政5年9月18日に皇后御殿御新地木造始、翌年2月13日に上棟、同15日から17日に安鎮法、同18日に地鎮祭、同25日に飛香舎御装束始が行われ、3月1日に飛香舎と清涼殿において入内の儀が執り行われた(註12)。

入内や立後の儀式に際して調べられた調度は、寛政4年3月に御用掛が置かれ(註13)、史料に基づいて復元されたものである。すなわち、『欣子内親王立后御調度勘考』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)には、新調された調度がどの文献の記述をもとに復元されたのかが示されており、平安中期以降の法典や儀式書、天皇による有職書、及び儀式に詳しい貴族の日記などが用いられたことがわかる(註14)。

図4は現在の京都御所飛香舎廻りの平面図であるが、平安宮の飛香舎(図2)と比較すると、母屋の東西3間×南北2間を中心として、それより東側が復元されている一方で、塗籠から西側が省略されており、御殿の規模が縮小されている。また、飛香舎への出入口であった東北廊は北孫廂とともに省略され、北廂の東正面に門が通じる形式となっている。建具に着目すると、母屋北側東第1間、東廂及び東孫廂の南側の妻戸つまおりど(妻折戸)が復元されているのに対し、東廂と東孫廂の室内北側の妻戸は省略され、北廂との境には舞良戸まいらどが用いられている。

また、寛政度内裏飛香舎における復古の建築空間として、参入経路上の門は象徴的である。すなわち、御殿東側には北の棟門むねもん(東北門とも称し、北廂に通じる)と南の棟門(東南門とも称し、沓脱に通じる)、それらと堀(長押堀)でつながる玄輝門、及び内裏外郭の朔平門という4門が正式な出入口として備えられており、それらはすべて平安宮内裏に由来し、飛香舎への参入に際して必要な門であった。ただし、朔平門と玄輝門は内裏南正面の建礼門じょうれもんと承明門に対応する門として、平安宮内裏ではそれら4門が中軸線上に配置されたのに対し、寛政度内裏では特に北の2門が変則的な配置となっている。参考資料2・3(70・71頁)にみるように、寛政・安政両度の御造営において、内裏北東部には大きく欠込みがあり、図4の東堀辺りが北部の東端であった(慶應2年<1866>に現在の形に拡張)。このような敷地の制約が飛香舎周辺の入り組んだ建物配置を生む要因ではあったが、そもそも1つの殿舎に対して4つの門を配置

すること、ひいては御殿を縮小してまで門の設置を優先する造営方針には、入内すなわち文字どおり内裏に入ることを成婚と同義とした儀式の本質と、当時いかにそれが重視されたかを物語っている。

飛香舎西側には廊下が接続し、若宮御殿、姫宮御殿、及び常御殿（女御が住めば女御御殿、皇后が住めば皇后御殿と称される。なお、現在は皇后宮常御殿と称している）とつながっている。それらは畳敷を基本とする居住空間であり、拭板敷の儀式空間である飛香舎とは一線を画している。また、それらの御殿の南には東西対屋が配置され、宮廷に出仕する多くの女官などが居住していた。平安宮内裏の飛香舎が清涼殿に近接していたように、近世においても女御御殿は天皇の常御殿に近接して設けられることが多かったが、宝永度御造営（宝永6年〈1709〉）以来、敷地内の北端に設けられるようになったという（註15）。

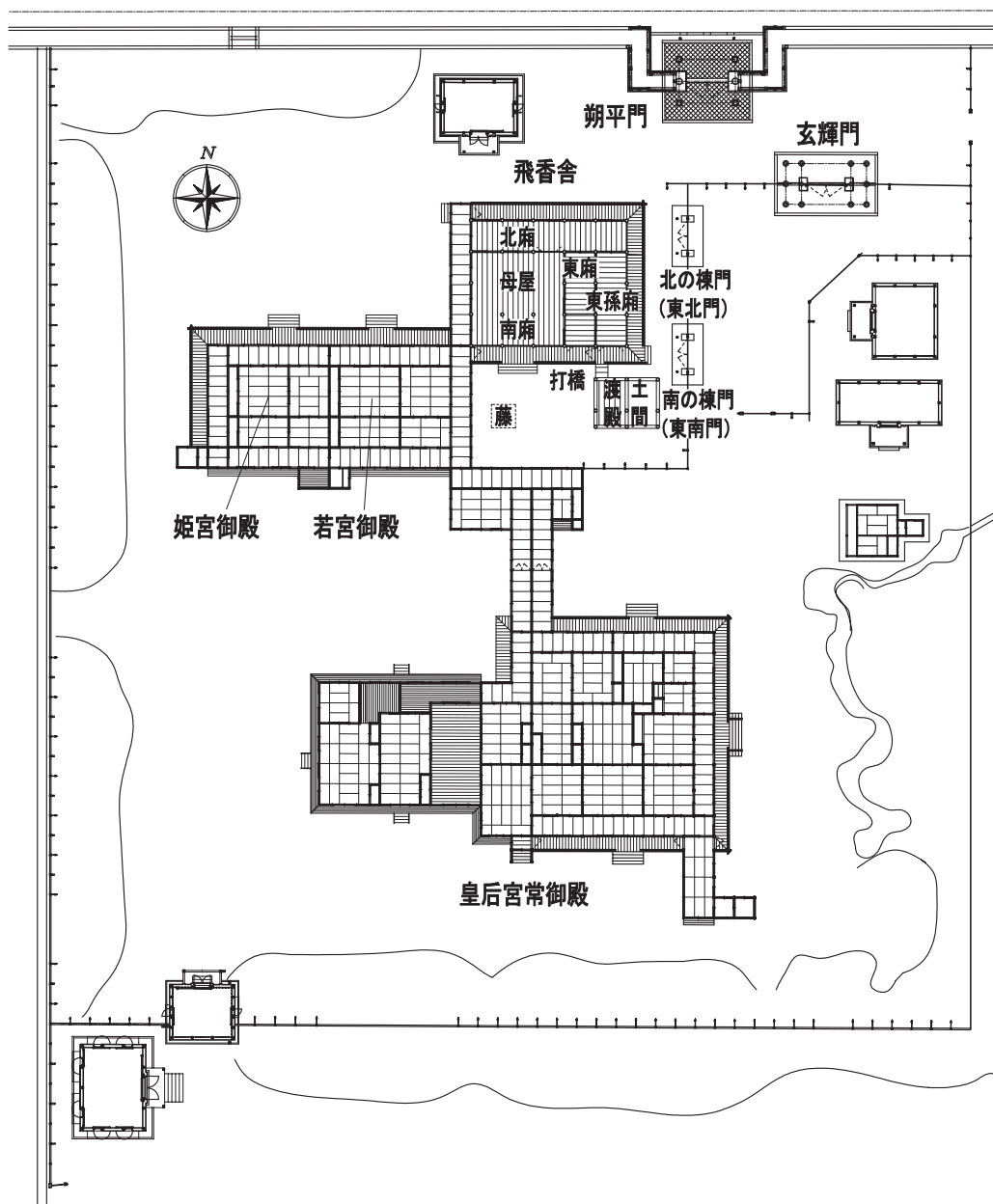


図4 飛香舎関係図

1-3 京都御所（安政度内裏）の飛香舎

寛政度御造営において再興された飛香舎は、嘉永の大火（嘉永7年〈1854〉4月6日）により焼失した。次の安政度御造営では、表向きの御殿と同時に造立され、安政2年（1855）10月17日に安鎮法、10月22日に地鎮祭が行われた。同年11月23日の新造内裏遷幸では、孝明天皇の女御藤原（九条）夙子が桂宮仮皇居から遷り、朔平門を経て飛香舎に参入した。同年12月19日に京都所司代脇坂安宅らが内裏造営の功を賞された際、「飛香舎同時御造立格別骨折御満悦被思召候、仍之別段拝領物被仰付之」（『脇坂安宅日記抄』同日条）とあり、飛香舎の同時造立は幕府による格別の計らいであり、孝明天皇はそれに非常に喜ばれたことが知られる。

安政度の飛香舎は寛政度の形式を引き継いだもので、当時の建物が現在に至るまで継承されている。これまで平面形式を中心にみてきたので、現存建築を参照しながら立面に着目すると、檜皮葺入母屋造、外周には南に蔀（半蔀。内側に釣る）と妻戸（妻折戸。東廂・東孫廂の南側）、東に蔀（同）、北に格子戸（室内側は舞良戸仕上げ）が廻る。また、東簀子北第1間の高欄は可動式になっており、車寄として使用する際には取り外せるようになっている（図5）。

室内上部は、天井を張らない化粧屋根裏や家扱首という古い形式の構造がみられる（註16）。母屋の東・北・西の3方には鳥居障子が埋められ（各4面計12面。土佐光貞筆）、東廂・北廂に面する8面（土佐光時筆）を含む20面には、日本の名所絵が描かれている（図6）（註17）。これらの障壁画は、嘉永の大火による焼失を免れ（上部の小壁張付は持ち出せなかったため、御殿とともに焼失）、安政度御造営に際し光貞の孫である光清・光文によって修復が加えられた（小壁張付も同時に新調）。

母屋南面と南廂の境には建具はなく、蔀を開け放つと南階（3級）の先に藤樹のある南庭が見渡せる。南庭東側は、渡殿（東廊）の「透壁」によって区画される（図7）。連子窓のある渡殿の形式は、貴族住宅における中門廊を想起させる。渡殿の東は土間（土廂）になっており、儀式の際にはそこで「小階」が用いられ、絵図などにも梯子階段（可動式と考えられる）がみえる（註18）（現在伝来せず）。渡殿や打橋と御殿との接続部、及び沓脱からの上がり口に相当する南簀子東側（東孫廂と東廂の境）には、脇戸が設けられている。



図5 飛香舎東北門から北廂をのぞむ



図6 飛香舎母屋の鳥居障子



図7 飛香舎渡殿



図8 玄輝門・朔平門・飛香舎東北門（右から）

飛香舎に接続する門のうち、玄輝門は本瓦葺丹塗の八脚門で、周囲の檜皮葺素木造の建築群とは異彩を放つ（図8）。前述のとおり、玄輝門は紫宸殿正面の承明門（天皇の正式な出入口）と対応する門であり、平安宮内裏においては、回廊（内郭）南北の要の一つとして存在した。そのため、寛政度の復古造営において承明門が本瓦葺丹塗の門として造営されるにあたり、それに準じた形式とされたと考えられる。さらに、玄輝門に通じる塀が瓦葺であるのも紫宸殿廻りの回廊に準じたもので、内裏内郭の範囲を示す結界の役割を鮮やかに可視化したものであると捉えるべきである。表向きの儀式空間とは遠く隔てられながらも、特徴的な建築様式を用いることにより、その連続性が示されている点は興味深い。なお、図4にみる現状では、結界といっても玄輝門の西塀が飛香舎の手前で途切れており、北や西側の囲いが不十分ではないかと思われるかもしれないが、かつて飛香舎北側には玄輝門西側から塀が続き、その塀と北築地の間、飛香舎母屋の南北中軸上には高塀が設けられており、朔平門前の空間を区画していた（参考資料3、71頁）。

以上にみてきたように、京都御所飛香舎の建築空間は、12世紀の入内の儀における平安宮内裏飛香舎の平面図などをもとに復元されたもので、平安中期以降の史料に拠って復元された調度とともに、平安宮飛香舎の伝統を踏襲するものである。その一方で、御殿配置などに近世内裏の特徴がみられることや、御殿の部分的復古や改変、門の変則的並立など、その建築空間のあり方からは、選択的かつ本質的な復古計画が存在したことがうかがえる。そこで、次章では、その背景にある飛香舎の建築空間の使われ方について、詳しくみていきたい。

2 飛香舎の建築空間の使われ方

2-1 入内の儀について

入内の儀は、平安時代中期頃に基本的な儀式が定まったとされるが、当時貴族層では新婦方の邸宅で行う^{むことりこん}掣取婚であったのに対し、天皇・東宮への入内は新郎方で儀式を行う^{よめとりこん}嫁取婚であったため、宮中の儀式として注目されるものである（註19）。

再興後の飛香舎では、寛政6年（1794）3月1日の欣子内親王の入内を初めとして、仁孝天皇の女御藤原（鷹司）^{つなこ}繫子及び女御藤原（鷹司）^{やすこ}祺子（繫子崩御後に後添として入内）、孝明天

皇の女御藤原（九条）^{あさこ} 夙子（英照皇太后）、明治天皇の皇后藤原（一条）^{はるこ} 美子（昭憲皇太后）まで、5方の入内の儀式が行われた（註20）。そのうち、安政度内裏で行われた入内の儀は、藤原美子の1例である。以下、飛香舎の室礼と式次第について、嘉永元年（1848）12月15日に入内した藤原夙子を例にみていく。

2-1-1 入内の儀の室礼

飛香舎母屋中央に御帳台^{みちうだい}を据え（南向き）、御帳台の西と南に各々平敷の御座を置く。西の御座は^{うんげんべり}纏綯端畳2帖の上に^{とうぎょうきのしほ}東京錦茵を敷き、北側に二階厨子1双と五尺屏風を立てる。御帳台前方の南廂には^{からにしきのしほ}纏綯端畳2帖の上に唐錦茵^{きょうそく}を置き、畳上には正面に脇息、その東に硯、西に三尺^{きちう}几帳を置く。御座東横には、北から二階棚、鏡、鏡台を置き、四尺屏風を立てる。南廂は庭側の^{みす}御簾を垂れて几帳を立て、母屋との境には美麗几帳を並べる。東廂に女房座^{こうらいべり}（高麗端畳）を敷き、東孫廂に公卿座（高麗端畳）、その北に殿上人の座（紫端畳）を敷く。東孫廂では外周の

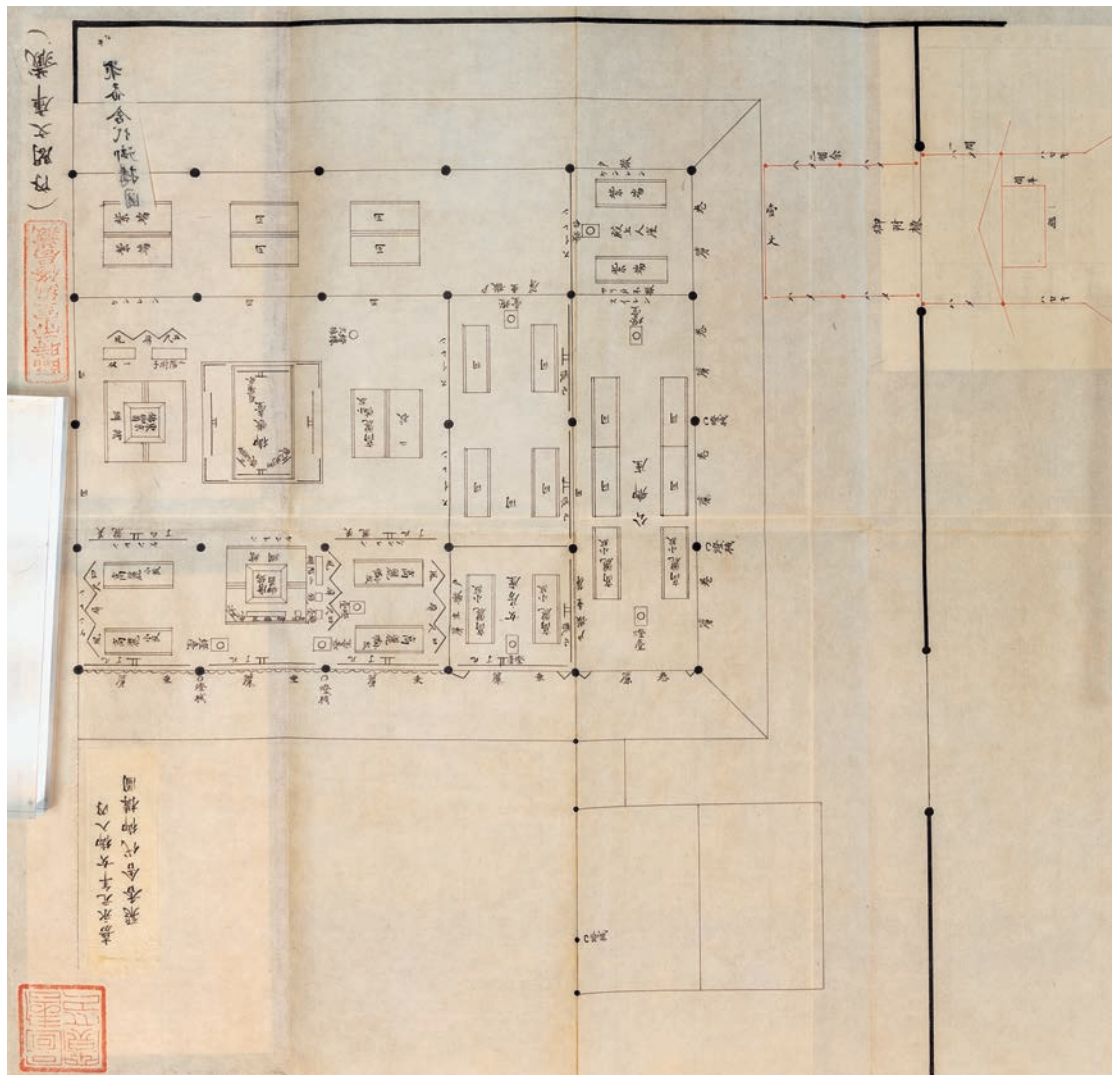


図9 『飛香舎代御構圖 藤原夙子入内 嘉永元年』（宮内庁宮内公文書館所蔵）

御簾を巻き上げるのに対し、東廂は戸を撤収して四方に御簾を垂れ、南と東側に几帳を置く。北廂は東第1間の戸を撤し、同西柱南北行に御簾を垂れ、その内に紫端畳を敷く。夜に催される儀式のため、室内各所の燈台、御殿廻りの燈械とうがいに火を灯すとともに、母屋（御帳台の東北）に燈楼を掛け、その下に火桶を備える。また、女御の昇降口となる御殿東北角の高欄を取り外し、御殿と東北門との間に打板うちいた（その上に筵道えんどうを敷く）などを設けて御車寄代おくるませだいとする。

以上が入内に際する飛香舎のハレの日の室礼である。日頃は化粧屋根裏と拭板敷の室内に、唯一鳥居障子の障壁画が彩りを添える建築空間に、御簾や屏風、几帳によるゆるやかな間仕切り、螺鈿らでんや蒔絵まきえが施された調度、御帳台や敷物各種が配されることにより、儀式のための華やかな舞台へと変貌する。

2-1-2 入内の儀の式次第

入内の儀では、清涼殿から御書使が女御の御里御殿おさとごてんに遣わされた後、女御入内の行列が朔平門に向かう註21。

まず、清涼殿西廂の朝餉間あさけいのまに出御した天皇から女房を介して勅使に御書（御歌）を賜う。勅使は、宜秋門外で乗車し、御里御殿（九条殿）正門外で下車して中門に至る。家司を介して主人から昇殿の許可を得ると、寝殿廂の主人の御座簾下に進み出て、御書を奉る。勸盃と禄を受けた後、寝殿前庭に降りて御座に向かって再拜さいはいし、内裏に帰参する。

次に、九条殿を出発した女御の行列は、内裏に向かって北上し、桜町殿（仙洞御所）の西を進み、建礼門前通を西折し、宜秋門前通を北折、朔平門前通を東折する註22。路次には風雪のなか笠を擁した見物人が群集するとともに、建礼門内に設けた棧敷では内々に天皇の御覧がある。



図10 『公事録』附図「女御入内仰輦車宣旨之図」
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)

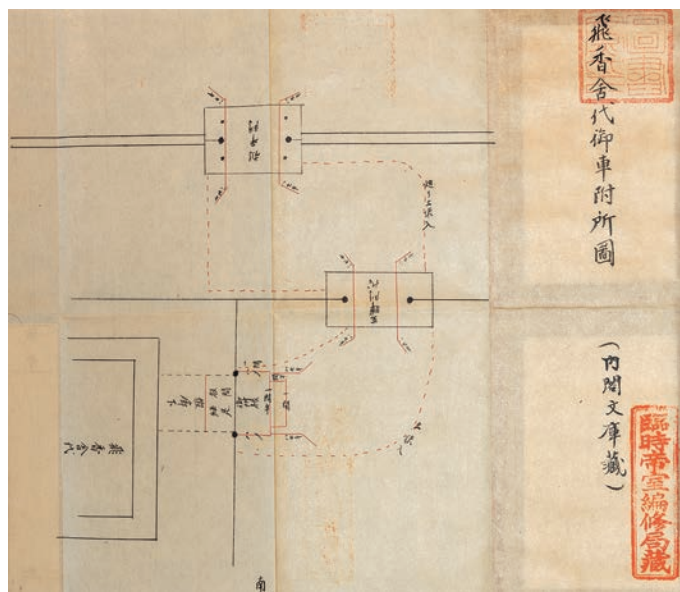


図11 『飛香舎代御車附所圖 藤原房子入内 嘉永元年』
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

朔平門前に女御の牛車（檳榔毛代）^{びろうげだい}（註23）が到着すると、輦車宣旨が発せられる（図10）。その間、公卿は朔平門と玄輝門から入って飛香舎東北門外に列立し（西上北面）、殿上人は玄輝門外に列立する（南上西面）。殿上人の列の傍には諸大夫も並んで奉迎する。

その後、牛を外した女御の御車が玄輝門を入り、東北門からは屏風でお姿を囲いながら飛香舎に入御する（図11）。

女御は北廂を通り、一旦突き当たりの廊下に出て南折し、母屋西側の北1間から再び室内に入り、南廂の御座に着御する。この間、公卿は東南門を入り、沓脱から昇殿して東簀子を北上して東孫廂の座につく（南を上にして東西相對す）。続いて女御のハレの御膳が供される。

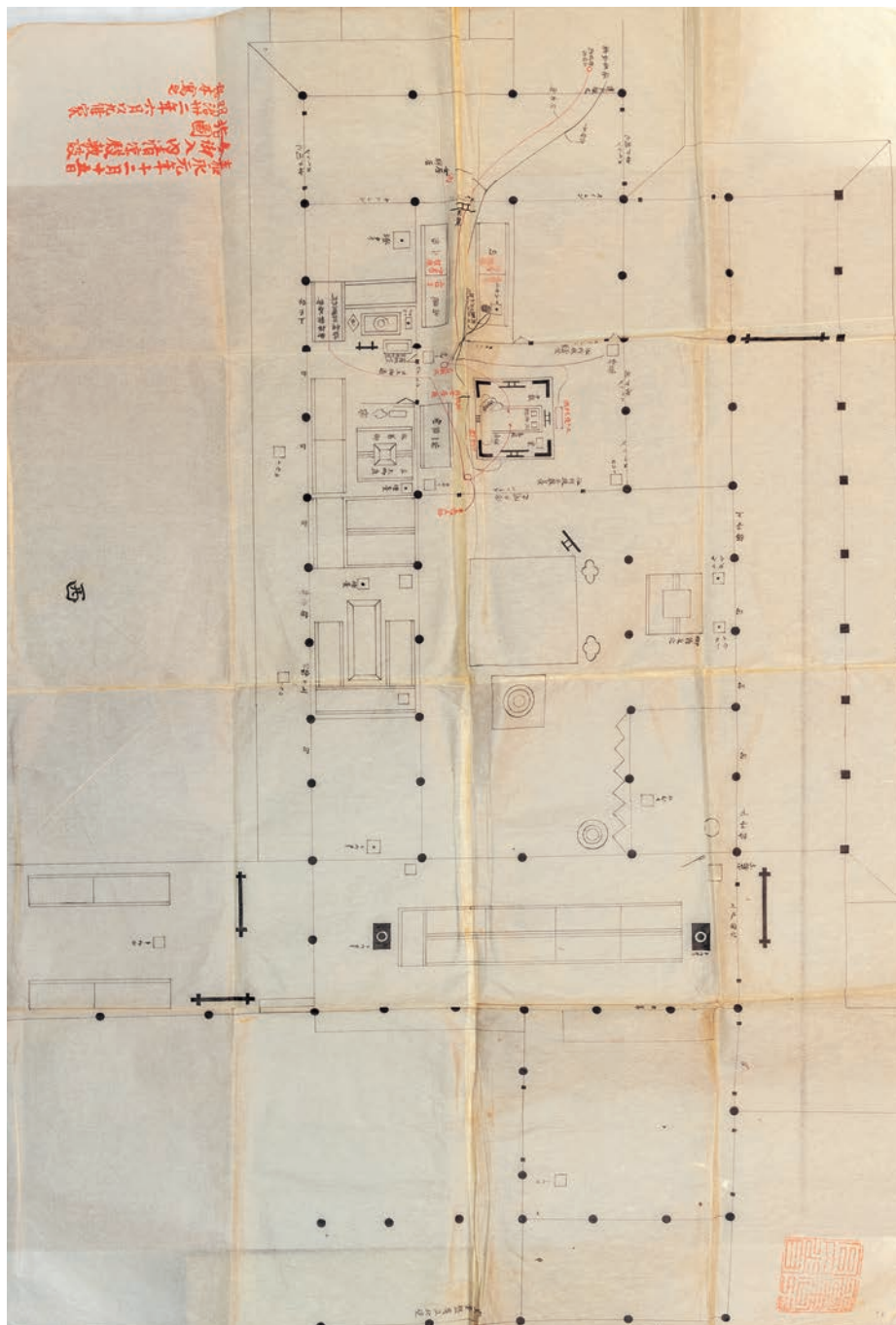


図12 『〔女御〕 夙子御入内清涼殿鋪設図』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）

続いて、清涼殿から遣わされた勅使（内侍）が飛香舎西廊下から南簀子を経て、東廂南の妻戸から室内に入り、女房座（南1間の東畳）につき、清涼殿参上の勅旨が伝えられる（勅喚の儀）（註24）。祿が与えられた後、勅使は帰参する。

次に、女御の清涼殿参上が行われる。御剣・火取・裳・唐衣を奉る女房等がお供し、飛香舎南廂から西廊下に出て南折し、若宮・姫宮両御殿に接する廊下から、女御御殿の北及び東の廊下を経て、表向きの御殿に続く長い廊下を清涼殿北廂まで進み、藤壺上御局に入る（図12）（註25）。藤壺上御局は飛香舎から参上した際の後妃の控室であり、夜御殿の儀に際し、畳を撤して板敷の上に高麗端畳4帖を敷き（西南の畳を女御の座とする）、東畳上南方に燈台を置く。同所北端には美麗几帳を立て、御簾を垂れる。儀式当日は終夜ここに女房が詰め、交替で御剣を捧持する。

天皇は清涼殿西廂の御手水間で挿鞋（履物）をつけて夜御殿に入御し、続いて女御も藤壺上御局から入御して夜御殿の儀が行われる。なお、儀式当日以前に夜御殿の室礼を改め、通常は清涼殿母屋に常設されている御帳台を夜御殿の正中に移動するとともに（東枕とする）、母屋には仮に白木の御帳台を立て、帷を掛け渡しておく。この白木御帳台は寛政6年（欣子内親王入内時）に新調されたもので、浜床は密々に略された（註26）。

夜御殿の儀では、まず御帳内で衾覆儀という新郎新婦に衾（夜具）をかける儀式があり、衾覆人が天皇の挿鞋を飛香舎に送る。これは、新郎の通いが続き、新婦のもとに足が留まるよう良好な夫婦関係を祈念しての作法であるという（註27）。次に、婚姻のしるしである三日夜餅が供される。三日夜餅は婚姻儀礼の核となる儀式で、子孫繁栄を祈念して寝室で行われる。

続いて、夜御殿東北隅の燈楼の火を移し取り、飛香舎の「塗籠」の燈楼に移す。その火は3日間灯し続けるという。三日夜の後、飛香舎の燈楼の火を贄殿に賜うとともに、三日夜餅を飛香舎の吉方に埋納する（註28）。

以上にみるように、入内の儀式において飛香舎の母屋中央には御帳台が置かれるが、前方に平敷の昼御座が置かれるところから、通常は清涼殿のそれと同様に昼御帳として存在するものである。一方、夜御殿の儀の式次第では、夜御殿の燈楼の火を飛香舎の「塗籠」の燈楼に移すとされる（註29）。先述のとおり再興後の飛香舎には塗籠が復元されていないので、飛香舎のいずれかの空間がそれに当てられていると考えられる。そこで、改めて現存建築と史料を突き合わせると、母屋御帳台の東北上部には、燈楼を吊すための釣金物があり（図13・14）、図9にも同位置に○印があり「燈楼火桶」と記されている。また、その近く（母屋北側東第1間）の建具は妻戸となっていることから、夜御殿の儀の場面では、飛香舎母屋は塗籠として建築空間が読み替えられていると推測される。すなわち、清涼殿の塗籠である夜御殿が①妻戸のある空間であり、②中央に御帳を配し、③四隅に燈楼があることから、飛香舎母屋の妻戸は塗籠として使う際の意匠装置でもあるとともに、飛香舎の燈楼の位置は、清涼殿の東北角の燈楼に対応するもので、夜御殿の儀では両御殿の塗籠東北の燈楼に火が移動することを意味していると考えられる。この場面において、飛香舎母屋の御帳台は御寝所の象徴として存在するのである。



図13 飛香舎母屋



図14 飛香舎母屋燈楼の鈎金物

このように、儀式における飛香舎の使われ方を詳しく確認すると、飛香舎の建築空間が用途に合わせていかに合理的に復元されているかがうかがえる。入内の儀における室礼や式次第について『山槐記』の記述と比較すると、おおむね同様の形で踏襲されている。すなわち、立ち返るべき姿を熟知したうえで、大胆な選択的復古が実現されていることに改めて驚かされる。入内の儀では、長い廊下を介してはいるものの、后妃御在所の飛香舎と天皇御在所の清涼殿という2つの御殿が対になり、伝統儀式が矛盾なく行えるように計画されているのである。

2-2 御産（皇子女誕生）に関する儀式について

前項で入内の儀において子孫繁栄を祈念する三日夜餅の儀が行われるのを確認したが、御産に際しても安産を祈念する儀式が行われる。后妃の御産関連儀式には、内裏内で行われる儀式と内裏外の御産所（御里御殿〈御下り御殿〉）で行われる儀式があり、飛香舎では、着帯の儀（天皇により腹帯が結ばれるとともに、安産祈願の御禊を行う儀式）を行うのを通例とした^(註30)。

再興後の飛香舎における着帯の儀は、欣子内親王（寛政11年〈1799〉12月19日、文化12年〈1815〉12月25日）と藤原夙子（嘉永3年〈1850〉9月20日、安政5年〈1858〉5月16日）の2方による4例がみられる^(註31)。

2-2-1 着帯の儀の室礼

着帯の儀における飛香舎の室礼について、安政5年5月16日に安政度内裏で行われた藤原夙子の着帯の儀の指図（図15）及び関連史料を参照しながら確認する^(註32)。

飛香舎の御帳台をはじめとする調度は常設ではなく、儀式の度に御蔵などから運び込まれてしつらえられる。まず、母屋中央に御帳台を立て（南向き）、その前方に獅子と狛犬を置く。御帳台西に御座（高麗大紋端畳）を設け、茵（東京錦）を加える。御座北に厨子を立てて中層に硯を置き、その北に四尺屏風を立てる。南廂には、御帳台正面に御座を敷き^(註33)、その上に茵を加え、茵西南に脇息を斜めに置く。御座西には、北から二階棚・唐匣・鏡篋・鏡台を一行に設ける。二階棚には、上層南に火取（筥の蓋に据える）、北に汙坏（台に据える）、下層南に唾

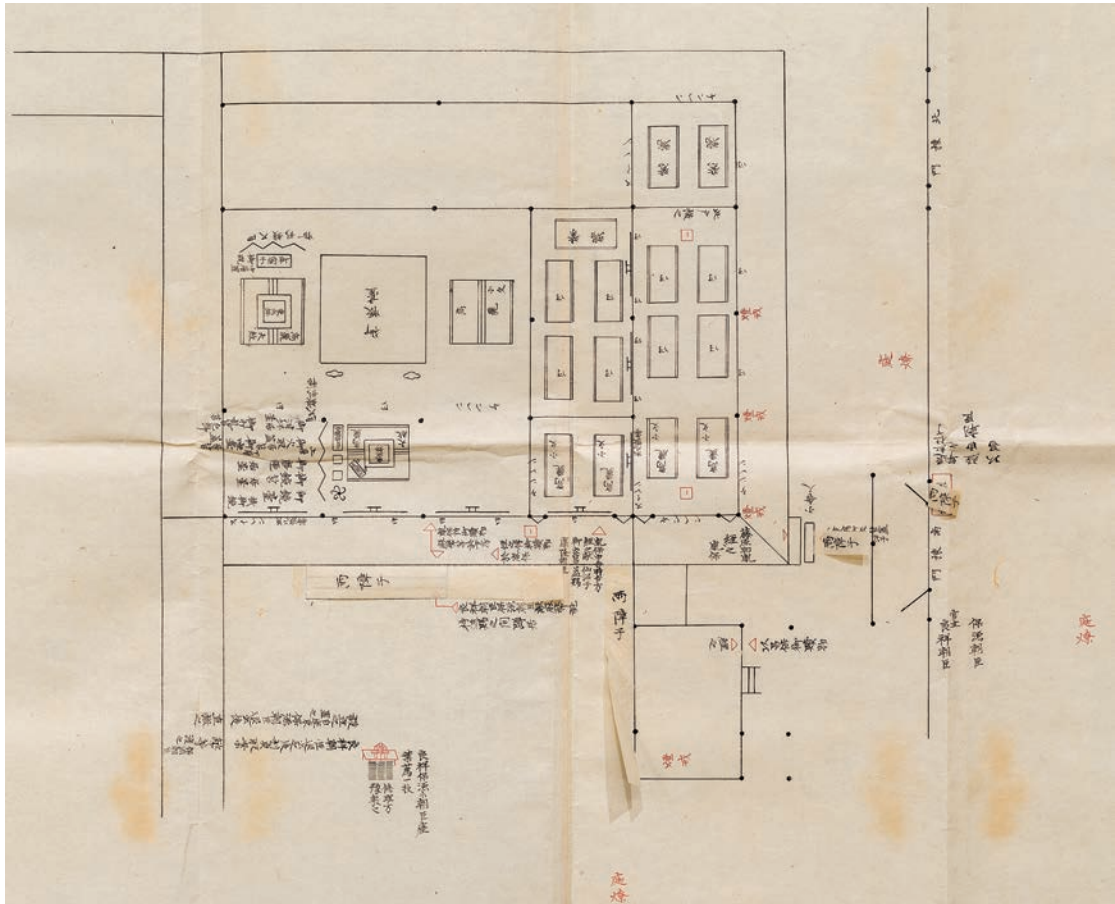


図15 『准后御着带式鋪設図』(宮内庁蔵)

こ壺（筥の蓋に据える）、北に^{うちみだりのこ}打乱筥を置く。それら調度の西には四尺屏風を立てる。

母屋の御帳東には高麗小紋端畳を設ける。今回の着帯の儀は夏季に行われるため、母屋には^{かべしる}壁代を掛けず、南側の御簾を巻く（板敷より4尺2、3寸程の高さまで巻く）。また、南廂東西戸の前の御簾を巻き、南廂南方3ヶ間の御簾を垂れる。さらに、母屋東方の障子を開放して御簾を巻く。東廂には女房座（高麗小紋端畳6帖）を敷き、それらの北に紫端畳1帖を敷く。東廂東側及び南戸の御簾を垂れ、帷の裾を外に出す。東孫廂に公卿座（高麗小紋端畳6帖）、その北の北廂に紫端畳2帖を設ける。東孫廂と北廂との境の戸は撤収し、その南・東・北の御簾を巻く。東廂東側3間、南廂と東廂の南側4間に几帳を立てて簾外に裾を出す。また、南簀子などに燈台を置くとともに、東簀子や渡殿の燈械に火を灯す。南庭には神事における宮主（代）・^{みやじ だい}陰陽師等の座（^{はごも}葉薦）を敷く。

2-2-2 着帯の儀の式次第

着帯の儀では、まず帯親から御帯が進献される。御帯の御使が飛香舎の方に参上し、玄輝門と東南門（図16）を経て、沓脱（図17）から昇殿して東廂南の妻戸前の南簀子の簾下に進む（図18）（註34）。御簾の下から女房が出した^{おんぞ}御衣の筥の蓋を受け取ると、東南門外でそれを^{からびつ}辛櫃に納



図16 飛香舎東北門・東南門（右から）



図17 飛香舎沓脱・渡殿（渡殿の右に打橋がある）



図18 飛香舎南簀子（脇戸の先が東廂南面妻戸前）



図19 飛香舎東廂・東孫廂・東簀子（右から）

め、輿に乗って帯親（御帯の進上者）のもとへ向かう。路次の行列は、辛櫃、副使（歩行）、御使の順とする。御使は帯親から御衣の篋の蓋に納めた御帯を授かると、直ちに飛香舎に帰参して簾下より女房に授ける。女房は御帯を御前に持参し、御覧のあと再び御使に賜う。

続いて、御帯の加持が行われる。女房から再び御帯を受けた御使は、帯親の御帯進献の際と同様、御加持所に向かう。そこで入道親王の加持を受けた後（この間、御使は御加持所の中門廊で待機する）、再び飛香舎に帰参して東廂南の妻戸前で御帯を女房に渡し、女房が御前に進上する。この御帯は、長さ1丈2尺（1年12ヶ月になぞらえたもの）の生平絹であり、6重に帖む作法（2つに折り、さらに3つ折りにする）が古くから用いられたという^{（註35）}。御帯は、9重にした薄様（この儀式では「薄」の字を憚って「厚」様と称される）に包み、まず縦に包んでから上下を折り返し、同じく1寸幅の薄様にて諸銚（蝶結び）に結んで進上される。

次に、典薬寮による仙沼子の供進が行われる。仙沼子とは安産を祈願して腹帯に入れる生薬で、仙人の沼池に生ずる薬草との言い伝えがあり、御産の日に服用すると安産になると考えられていたという^{（註36）}。通例では14粒のため二七丸とも称された。典薬寮は、玄輝門外に仙沼子を納めた辛櫃を据え置き、仙沼子（紙に包み、柳筥に入れる）を具して東南門外北方に祇候した後、それを捧げ持ちながら沓脱階下に進む。あらかじめ南簀子に控えていた五位藏人が受け取り、東廂南の妻戸簾下より女房に授けると、女房が御前に供進する。

続いて天皇の飛香舎への渡御と着帯が行われる。天皇の出御により、奉行等が南簀子東方

(北面西上)、家司が東廂北第1間、非常附の人々が北簀子(東上南面)に詰める。御庭では、陰陽師が東南門を入り、東北門内北辺に北面して立つ。また、宮主が東南門外南に北面して立つとともに、神祇官人が東南門外北に南面して立ち御贖物みあがものを具す。奉行が吉時吉方を問うため、東簀子中程に北面して着座すると、陰陽師が奉行の前の御殿みどり砌下に進み、吉となる時間と方角を告げる(図19)。奉行は



図20 飛香舎南庭

直ちに東廂南の妻戸簾下に進み、女房にそれを伝えて座に復す。女房が障子の外に退いた後、御帯の儀が行われ、陰陽師から勘申のあった吉時吉方に合わせて天皇が御帯を結ぶ。

着帯を終えた後は、宮主と陰陽師が御禊と御祓を奉仕する。先に宮主による御禊の奉仕と御贖物の供進が行われる。神祇官人が東南門を入り、渡殿東妻に進み御贖物たかつき さんまい(高坏に散米器を据える)を供す(図17)。奉行が打橋を渡ってそれを受け取り、南簀子南階の間の簾下に進み、女房に付してこれを供す(東柱に添えて少し御簾を開ける)。続いて、神祇官人が次の御贖物ひとがた ときなわ(高坏に人形・解繩等器を据える)を供し、奉行が簾下に供す。その間、宮主が東南門を入り、南庭階下に進んで大麻おおぬさを献上する(図20)。その際、杵を脱いで南階一級を昇り、奉行を介して簾中に献じた後、階下東辺に西面して蹲踞そんきよする。御吻の後に簾下より大麻が返されると、同様の作法で受け取り、庭中の座(あらかじめその前に案を置く)に着して御禊を行い、退出する。

次に、陰陽師が御祓を奉仕する。御贖物を撤した後、御幣を据えた案を庭中の座の前に置き(宮主が使用した案と供し替える)、陰陽師がその座に着座する。御幣を取り奉幣を行った後、大麻を取り祓の作法を行うと、御幣と大麻を階下より献上する(その進退は宮主と同様)。簾下よりそれらが返されると陰陽師は退出し、庭中の案も撤収され、入御をもって儀式が終了する。

以上にみるように、着帯の儀においては、内裏外の帯親・加持の親王との御帯のやりとりや、仙沼子・御贖物の供進、及び庭中における御禊御祓などの使われ方を通して、御殿全体が儀式空間として機能していたことが理解できる。すなわち、飛香舎はその造営経緯からみて入内の儀のための御殿というのが第一義であるが、計画段階においてすでに、その後に続く着帯の儀における建築空間の使われ方も見越して復元されている。そのことは同時に、後宮における両儀式の重要性を示していると考えられ、国母たる后妃と将来の天皇たる皇子の御在所正殿としての飛香舎の役割を象徴するものである。次章では、そのような後宮正殿としての飛香舎の象徴性についてみていきたい。

3 後宮正殿としての飛香舎の象徴性

3-1 御実子同殿

通常、着帯の儀を終えると后妃は御里御殿(御産所)に退出し、同所における御産の後、新

誕の皇子女とともに参内して飛香舎に入る。朔平門外での輦車宣旨、玄輝門・飛香舎東北門を経て昇殿する際の作法は入内の儀と同様であり、皇子は若宮御殿、皇女は姫宮御殿に入って居所とする（図4）。一方、皇后（中宮）・女御以外の後宮女官が皇子女を出産した際は、御産所から板輿^{いたごし}で参内し、内裏西側の清所門^{せいしょもん}を経て奏者所^{さいのや}に参入した後、東西対屋（参考資料4、72頁）の母儀^{つばね}の局に入る（註37）。明治天皇（祐宮）の場合、母儀である中山慶子の東対屋の局に入り、儲君^{ちよくん}に治定後は、准后藤原夙子の「御実子」（実際には養子）として若宮御殿に移られた。そして、立太子^{りったいし}後に御花御殿（東宮御殿）に移る予定であったが、孝明天皇の崩御^{せん}によって踐祚^{せん}することとなり、若宮御殿から御三間^{おみま}（御常御殿の西南に位置）に居所が移された（註38）。

以上にみるように、若宮御殿と姫宮御殿は、皇后・女御といった后妃の実子の居所とされており、そのことを飛香舎における后妃との「御同殿」^{註39}と表現されている（ただし、后妃は実際には皇后宮常御殿を居所とする）。このことから、若宮・姫宮両御殿と皇后宮常御殿は、飛香舎に内包される空間という認識であったとみられる。一方で、それらと天皇の御常御殿とを結ぶ廊下^{りくだ}の中間に位置する御花御殿への入居は、「禁中」における天皇との「御同殿」^{註40}と表現され、皇嗣の立場の変化が建築空間によって可視化される仕組みとなっていて興味深い。

3-2 桂芳坊代としての使われ方

ご懐妊の期間などにおいて、飛香舎は臨時に「桂芳坊代」^{けいほうぼうだい}として読み替えられることがあった。桂芳坊とは、平安宮内裏の朔平門内かつ玄暉門外の東に位置し（図3）、その納殿^{おさめどの}には累代の御物や御書が納められたといい、楽所としても使用された場所である。

文化12年の欣子内親王の着帯の儀に際し、飛香舎は桂芳坊に読み替えられたが、それは延長4年（926）6月の桂芳坊における村上天皇降誕の嘉例によるとされている（註41）。このような文化度の御産における違例の対応は、内裏外の御里御殿に退出せず、皇后宮常御殿^{ぎよしのま}御寝間を御産所とされたことによる。飛香舎で着帯の儀を行った後、飛香舎（皇后宮常御殿を含む）が桂芳坊代、玄輝門が朔平門に読み替えられるとともに、表向き御殿に続く廊下（中宮御通廊下）がしめ切られた。これらの処置は御産穢の混合を防ぐためとされており、玄輝門からお塞ぎの廊下までの空間が内裏内郭の範囲外に位置付けられた（註42）。

それ以降、御産に限らず、通例であれば御里御殿に退出する場合にも、飛香舎を桂芳坊代として宮中に留まる例が増えていく。例えば、天保8年（1837）10月19日藤原禊子は実姉の逝去により、この日から11月1日まで飛香舎を桂芳坊代として御慎の旨治定した。この時の処置は天皇の思召によるものとの記録があり、奥からの廊下がしめ切られた。また、当時若宮御殿に居住していた統仁親王（後の孝明天皇）は禁中に移徙した。そして、御慎が解けて別勅により桂芳坊代を止めて飛香舎に復すと、親王もまた帰殿した（註43）。その後も神事や服喪などの際には、飛香舎を桂芳坊代とすることが多くなっていった。これらの事例からも、飛香舎が若宮御殿・姫宮御殿・皇后宮常御殿を内包し、その正殿として后妃をめぐる状況を可視化する空間であったことが知られるのである。

3-3 清涼殿との関係性

平安宮内裏に由緒をもつ清涼殿と飛香舎は、天皇と后妃の御在所として、①日常生活の場と、②儀式を行う場という主に2つの機能を有していた。時代が下って飛香舎は長らく造営されず、清涼殿は形を大きく変化させて存続していたが、江戸時代後期の寛政度御造営において、両御殿が復元されて再びその並立が実現した。ただし、①日常生活の場としての機能は常御殿に移され、②儀式を行う場（伝統ある御在所としての象徴性）を重視した選択的復古の方針がとられたため、両御殿の復古の度合いが異なっている。すなわち、平安時代の儀式では飛香舎における日常の生活空間をほとんど使用しなかったのに対して、清涼殿は入内の儀（夜御殿の儀）にみるように、御寝所である夜御殿も含めて全て儀式空間として使用した。そのことが、部分的復古に留められた飛香舎と全面的に復古された清涼殿との相違を生んだと考えられる。

次に、清涼殿と飛香舎の建築空間の対応関係について確認するため、清涼殿の小朝拝と、飛香舎の中宮拝礼という同じ性質の儀式を対象として、室礼と式次第を比較する。

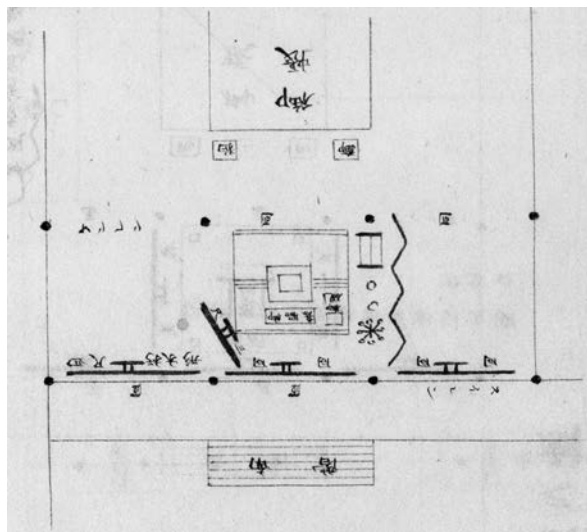


図21 『公事録』「小朝拝 飛香舎御装束最初之図」
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ)

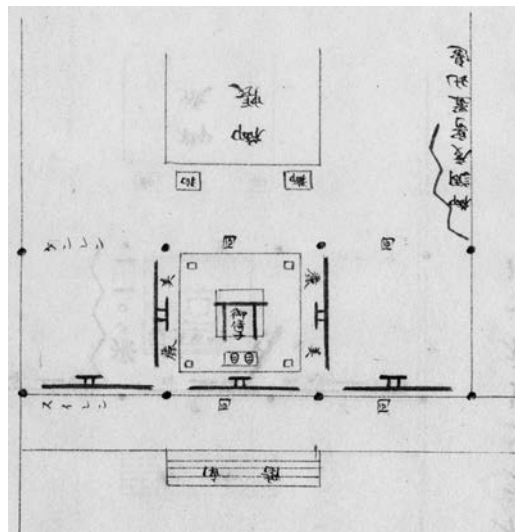


図22 『公事録』「小朝拝 同設換之図」

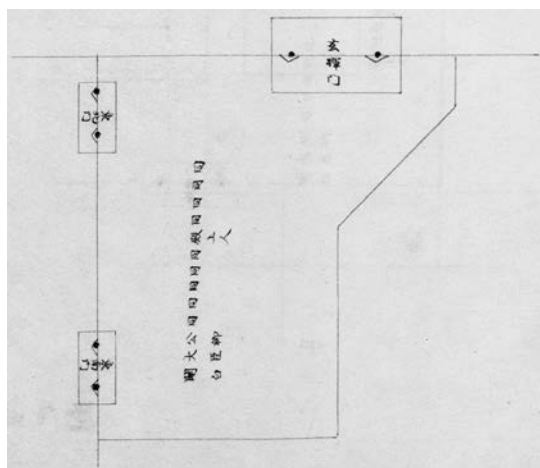


図23 『公事録』「小朝拝 東南門外列立之図」

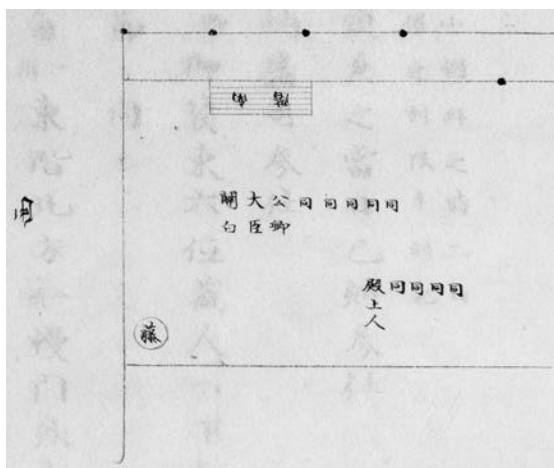


図24 『公事録』「小朝拝 飛香舎拝礼之図」

正月元日の清涼殿における天皇拝賀の儀である小朝拝が行われると、2日に飛香舎における中宮拝礼が行われることになっていた。再興後の飛香舎では、欣子内親王への拝礼が寛政9年(1797)、享和2年(1802)、文化7年(1810)に行われたが、その後は行われなかった。

飛香舎における拝礼の室礼と式次第について確認すると、儀式に際し、12月晦日に飛香舎の舗設を行い、昼御座を設ける(図21)。儀式当日、関白以下が玄輝門から参入して東南門外に仮に列立すると(南上西面、図23)、飛香舎の室礼が拝礼の構えに変更される(図22)。南廂の昼御座(平敷御座・調度・屏風など)を撤し、同所に二色綾毯代を敷いて四隅に犀形鎮子を置き、その上に御椅子を立てる。その前には挿鞋を供し(柳筥の蓋に据える)、御座の左右に美麗几帳各1基を立てる。

次に中宮が簾中の御椅子に出御する。続いて関白が拝礼の由を啓した後、順に東南門と馬道(渡殿南側)を経て南庭に参入し、公卿と殿上人が2列に分かれて列立する(西上北面、図24)。続いて一同が2拝して退出する。

小朝拝における清涼殿の室礼や式次第と比較すると、清涼殿では東庭に面する東廂の昼御座を撤して二色綾毯代を敷き、その上に殿上御椅子を立てる。小朝拝において御簾は清涼殿母屋と東廂の間に垂れるので、拝礼者から天皇の姿が見える点に飛香舎の拝礼との相違がみられるが、室礼の転換方法や座具の種類は同様であった。また、御殿前庭への参入に関する式次第に注目すると、清涼殿における小朝拝では、同殿東南に位置する弓場(紫宸殿西北廊を弓場代とする)において公卿と殿上人が1列に列立した後、同殿東庭に参入し拝礼する。つまり、弓場は飛香舎の東南門前の御庭と同様の機能をもつといえる。

さらに、元日の小朝拝後に行われた撰家における拝礼では、中門外に公卿と殿上人が各1列に列立した後、寝殿前庭に列立して拝礼する。飛香舎と御里御殿の使われ方の比較から、御里御殿の寝殿中門が飛香舎東南門と同じ性質の建築装置であることがうかがえる。

3-4 御里御殿との互換性

本章では、文化12年(1815)の欣子内親王の着帯の儀を契機として、飛香舎が桂芳坊代として御里御殿の代わりに使用されるようになることや、飛香舎東南門が御里御殿中門と同じ性質をもつことなどを指摘した。立后や立太后(皇后や皇太后を正式に定める儀式)における本宮の儀も、本来なら御里御殿において内裏からの勅使を迎える重要な儀式の一つであったが、寛政6年(1794)に欣子内親王が仙洞御所を本宮とした後の事例では、飛香舎が用いられた。

立後の儀式では、紫宸殿南庭において立後の宣命が宣読された後、清涼殿東廂・東孫廂において宮司除目が行われて中宮職または皇后宮職の官人が補任された後、皇后の御在所において本宮の儀が行われる。本宮では立后宣制の旨を啓する冊命使や御調度使を迎え、立後に際して天皇から賜った調度を舗設した後、皇后が新たに設けられた御椅子に着御して公卿や殿上人の参賀拝舞を受ける。続いて公卿以下への饗宴、大床子御膳などが行われる(寛政度の立后調進の御調度については参考資料6、74頁参照)(註44)。

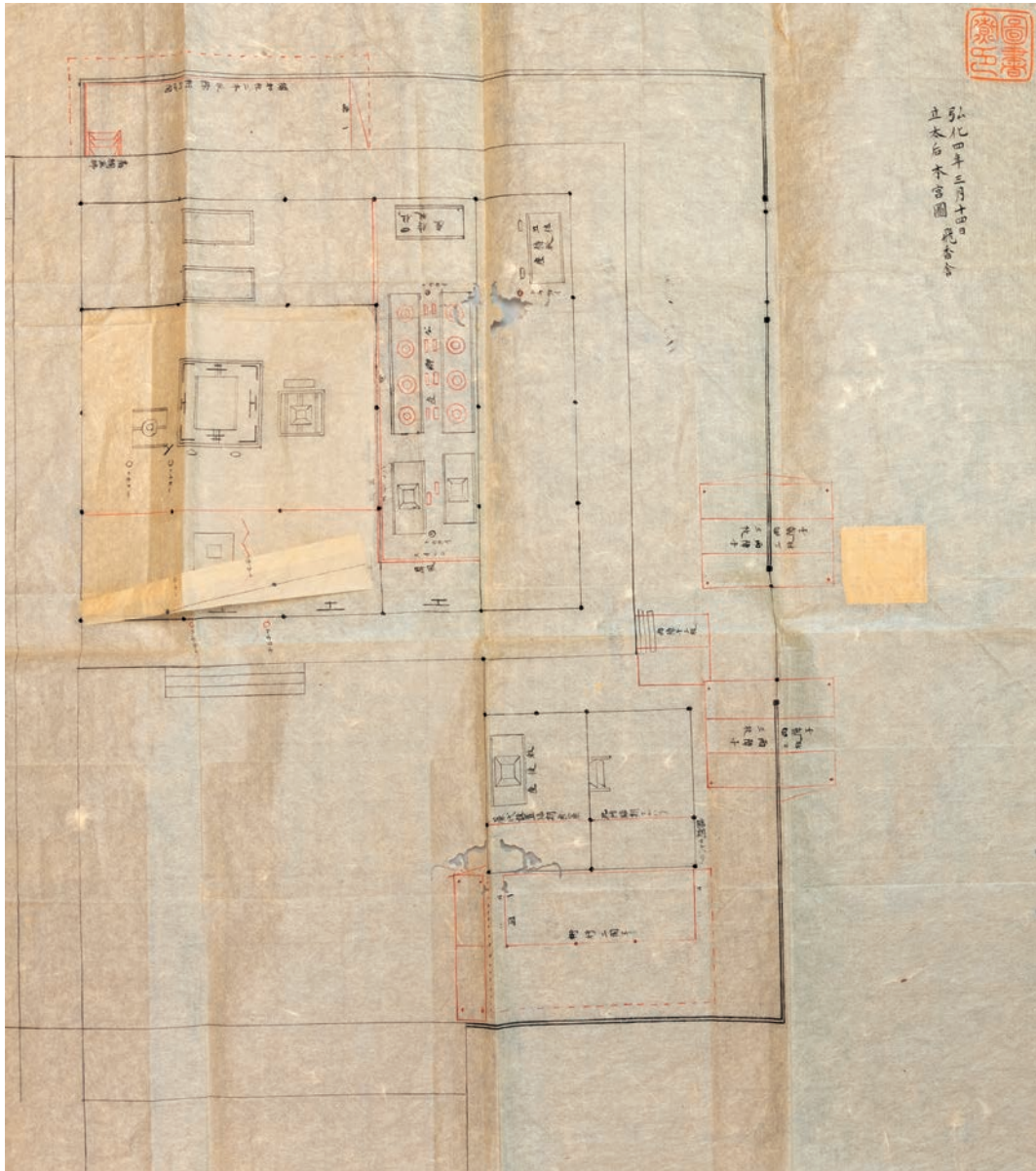


図25 『〔近年〕恒例臨時諸公事役鋪図物』「弘化四年三月十四日 立太后本宮図（飛香舎）」
 （宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）

仙洞御所を本宮とする際には、勅使は中門廊車寄から昇り、寢殿西戸のもとに参進して冊命の趣を啓し、渡殿の座（高麗端畳に茵を加える）に着座する。続いて祿を授かると降殿して中門の内の前庭において再拝する。一方、飛香舎を本宮とする際には、勅使は東南門を入り、渡殿の座に着座して冊命の由を啓す（図25）。続いて祿を授かると、降殿して渡殿南の馬道を通り、南庭において再拝する。つまり、飛香舎渡殿は、勅使着座の場面では御里御殿の渡殿として機能し、庭中再拝の場面では御里御殿寢殿前庭の内外を区分する中門廊と同様の機能を有したことがわかる。このように、飛香舎の建築空間が貴族住宅における寢殿と互換性を持ち得ていたのは、宮中の御殿と貴族住宅が儀式という共通の機能を保持するという、古代以来の関係によるところが大きかったと考えられる。特に、后妃を出す摂家における御里御殿としての使われ

方は、その造営においても重視されるものであり、その本質が継承されていたことで、飛香舎との互換性が確保されていたと捉えることもできる。

また、先にみたとおり、飛香舎参入の際に東南門が中門の役割を担うことと、庭中再拜の際に渡殿が中門廊の役割を担うこととの重層性は、入内の儀の場面ごとに建築空間を読み替えた飛香舎の母屋と塗籠の互換性にも通じる。なお、内裏における建築空間の読み替えは時間軸のなかでのごく一部分（儀式の一場面）に留まらず、飛香舎を桂芳坊代、紫宸殿を大極殿代^(註45)として読み替えたように、広範囲の建築群にまで通用するような共通認識であった。それは千年の時をかけて蓄積された、内裏という特殊な住宅建築の住みこなし方であったともいえる。すなわち、飛香舎にみる建築空間の読み替えの知恵は一朝一夕に生じたものではなく、平安宮内裏が廃絶した後も、与えられた建築空間を読み替えることで、旧来のあり方（あるべき姿）の保持につとめた宮中の人々の経験に裏打ちされたものであり、日本の宮殿建築の使われ方の大きな特徴であると考えられる。

おわりに

京都御所の飛香舎は、明治元年（1868）12月28日に行われた明治天皇の女御藤原美子の入内の儀を最後に、現役の御殿としての役目を終えた。明治2年10月に皇后が東京への途に就かれてからは、京都行啓の際には、天皇の御常御殿に近い御殿（^{こうしん}迎春）を居所とされたこともあり、明治天皇の京都御所保存の叡慮（明治11年）よる整理事業では、表向きの御殿に続く廊下が皇后宮御車寄や東西対屋とともに取り払われた（参考資料4・5、72・73頁）^(註46)。

さらに、その後も第二次世界大戦中の建物疎開により、表向き・奥向きを問わず、多くの建造物を取り解かれており（戦後に一部復元）^(註47)、今日にみる京都御所は、往事と変わった姿をみせている。しかし、そのような非常に厳しい状況下における取捨選択は、一方で京都御所の本質をあぶり出しているという側面もある。すなわち、京都御所にとって何が重要で後世に継承すべきか、その本質について考え抜かれた結果が現状の姿であると考えられる。そもそも寛政・安政両御造営において本質的な復古が企図されたことを本稿でもみてきたが、後世にもさらなる絞り込みが行われているのである。その結果、奥向きの御殿については玄輝門・東北門・東南門・飛香舎・若宮御殿・姫宮御殿・皇后宮常御殿が保存されており、様々な附帯機能を有する多くの建物が解体されたことで、よく言えば飛香舎の象徴性が浮き彫りになっているとも捉えられる。

このように、現役の建築空間としての飛香舎の使用は絶えて久しいが、明治6年7月8日には、飛香舎図書印（皇后の御覧に供する図書に押捺）の彫造が成り、石印のため摩滅毀損により、更に同13年に銅製の印として模刻されている（『明治天皇紀』同日条）。また、図26『大正6年 新年式御次第書』（宮内庁宮内公文書館所蔵）にみられるように、皇后の御料罫紙には「飛香舎」の記銘があり、^{こうしよはじめ}講所始の儀（進講概要表紙）に用いられるなど、その伝統は明治時代以降も受け継がれている。

平安宮内裏に由来する飛香舎は、江戸時代後期造営の京都御所において、本質的な復古を遂げて我々の眼前に存在する。それは古い時代（伝統儀式）への単なる懐古の産物などではなく、経過した時代の記憶や使用された方々の折々の祈りが込められた宮廷文化の歴史そのものである。

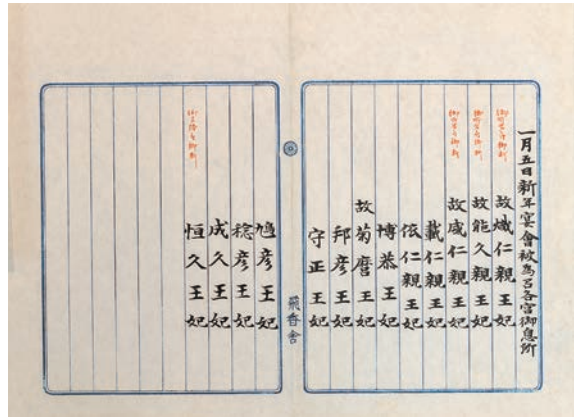


図26 『大正6年 新年式御次第書』
(宮内庁宮内公文書館所蔵)

註

- (1) 満田さおり「京都御所紫宸殿廻りにみる復古の様式とその使われ方」(『宮内庁京都事務所年報』2、2021年)
- (2) a. 島田武彦「應保の飛香舎指圖について」(『日本建築學會研究報告』巻18、1952年)、b. 同「京都御所の飛香舎代-京都大工頭中井支配の棟梁について-」(『日本建築學會研究報告』巻33-2、1955年)、c. 藤岡通夫『京都御所〔新訂〕』(中央公論美術出版、1987年)、d. 猪熊兼樹『特集 京都御所飛香舎(藤壺)の調度』(東京国立博物館、2018年)など。
- (3) 『拾芥抄』(中末宮城 殿舎事)、『有職抄』(2 禁中殿門 五舎)による。
- (4) 裏松固禪(1736-1804)は、宝暦事件に連座して出仕できなくなった約30年の期間、故実研究に専念し、天明8年(1788)正月晦日の内裏焼失後、寛政度御造営(寛政2年(1790)新造内裏遷幸)に際して参内を許され、内裏造営に関する朝廷の諮問に預かった。
- (5) 註2前掲書 c.による。同書(33頁)に挿図として掲載されている本図は著者旧蔵の内裏図で、宮内庁書陵部に寄贈されたものとのことである。随所に修正や書き込みが加えられており、固禪が最終結論に達する以前のものと考えられるという。『大内裏図考証』の考定図とは異なる箇所もみられる。
- (6) 註2前掲論文 a.による。
- (7) 『西宮記』(臨時3 宴遊 藤花宴)「延喜二年三月廿日、御飛香舎御覧藤花、(中略)次王卿・侍臣着座(公卿砌下、侍臣花下)」、「天曆三年四月十二日、於飛香舎有藤花宴、以殿上御倚子立南廂(有甕代)、南廂東一二三間卷簾(垂母屋)、其前四尺屏風三帖、同廂西中戸東面、東一間障子西面、立五尺屏風二帖、件廂敷信濃廣筵四枚、中敷毳代立御倚子、南簀子敷同筵五枚、同簀子中間以東敷畳三枚公卿座」、「新古今和歌集』(二 春歌下)「天曆四年三月十四日、藤つほにわたらせ給て、花おしませ給けるに、天曆御歌、まとるしてみれともあかぬ藤なみのた、まくおしきけふにもある哉」、「源氏物語』(49 宿木)女二宮の藤花宴など。
- (8) 『山槐記』應保元年(1161)12月17日条によると、朔平門から玄輝門を入り、貞観殿北、登華殿西を経て、飛香舎東北小門の御車寄に屏風と几帳を立てて入御した(天皇は密々に弘徽殿において御覧)。また、『玉葉』文治6年(1190)正月11日条の藤原(九条)任子(後鳥羽天皇中宮)入内の儀によると、朔平門前において糸毛車から女御と母儀が輦車に乗りかえ(几帳で囲う)、玄輝門や承香殿の間などを経て、あらかじめ打板を敷いた飛香舎車寄(几帳で囲う)に輦車をつけて入御した。
- (9) 以下、「宮内庁蔵」とする史料は、東山御文庫本(御物)をさす。
- (10) 『侍中群要』(第8 仰輦車宣旨事)など。
- (11) 『大内裏図考証』(9 内郭 玄輝門)「今案、上古宮女、白日出入於玄暉門、有勅、不許男子之通此門也、

近代不然云々」。

- (12) 『寛政度皇后御殿造立次第』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）など。
- (13) 註2前掲論文b.による。
- (14) 同書が引く文献に、『延喜式』『江家次第』『禁秘御抄』『類聚雜要抄』『三中口伝』『愚昧記』『雅亮装束抄』『岷江入楚』『春日御装束送文』『和名抄』『御即位注進記』『左経記』『厨古事類記』『山槐記』『夕拜玉要抄』『中右記』『長保二年記』がある。例えば、御帳台は『類聚雜要抄』『禁秘御抄』『三中口伝』『雅亮装束抄』、御椅子は『江家次第』『延喜木工式』『愚昧記』『左経記』が参照されている。
- (15) 註2前掲書c.による。
- (16) 註2前掲書c.によると、大虹梁の上に豕首首を組み、斗と舟肘木を載せて化粧棟を受ける構造（図13）は、紫宸殿・清涼殿の蓐股を使用した二重虹梁の小屋組とは異なり、平安朝の古制がうかがえるという。
- (17) 母屋西側の鳥居障子の裏面は白張となっており、西廊下側には障壁画がみられない。
- (18) 『公事録』附図「立后飛香舎宴座之図』『〔女御〕 禊子立后本宮鋪設之図』『〔女御〕 夙子御着帯及御産御剣使等図』（以上、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）、『准后御着帯式鋪設図』（宮内庁蔵）など。
- (19) 高群逸枝『日本婚姻史』（至文堂、1963年）、服藤早苗『平安中期の婚姻と家・家族』（伊井春樹監修、加納重文編『講座源氏物語研究』第2巻 源氏物語とその時代（おうふう、2006年）など。
- (20) 藤原繫子は文化14年（1817）12月11日、藤原禊子は文政8年（1825）8月22日、藤原夙子は嘉永元年（1848）12月15日、明治天皇の皇后藤原美子は明治元年（1868）12月28日に入内した。
- (21) 入内の式次第については、『公事録』、『女御夙子御入内次第』（宮内庁蔵）、『九条家記（弘化・嘉永・御入内一件）』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）などによる。
- (22) 『〔女御〕 夙子入内道筋固絵図』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）による。
- (23) なお、欣子内親王の御入内では葱花輦が用られた。藤原繫子と藤原禊子の御入内では院御所から唐御車（檳榔茸唐庇）を名目上賜った（実際は借用。『〔女御〕 繫子御入内一会記』『鷹司政通記』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）。藤原美子の入内の儀では「檳榔毛之御車」がみえる（『御入内御用記一條忠香女美子（昭憲皇太后）慶應3年5月～同4年12月甲』（宮内庁宮内公文書館所蔵））。
- (24) 飛香舎における女御などの動線については、『飛香舎鋪設指図（嘉永元年）』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）による。なお、勅使が着座する東廂南第1間北側には溝のない敷居があり、以北の空間と区分される（図4）。
- (25) 藤原繫子の御入内では、御三間において一旦休息した後、装束を具して御拜道廊下から清涼殿に入っている（『鷹司政通記』文化14年12月11日条）。
- (26) 寛政度の御入内では、仮に白木御帳台を設け、浜床と帷はそれまで飛香舎に設けられていた御帳台のものを用いた。しかし、次の文化度の御入内では、前回用いた帷が著しく破損して破却されたため、清涼殿御帳台用の古物の帷を用いることになった。ただし、白木御帳台が飛香舎の御帳台浜床の大きさに合わせて1丈であったのに対し、清涼殿御帳台は7尺であったため、清涼殿の帷に合わせて白木御帳骨を7尺に縮め、大きさが合わなくなった浜床を省略して使用した（『〔女御〕 繫子御入内一会記』）。嘉永度の御入内においても、その形式が踏襲されたとみられる。なお、清涼殿御帳台については、別稿で論じる予定である。
- (27) 高群逸枝註19前掲書、中村義雄『王朝の風俗と文学』（塙書房、1962年）。
- (28) 藤原禊子や藤原美子の三日夜餅は、飛香舎の西北に埋納されている。特に、禊子の三日夜餅は飛香舎御帳台真北の軒下に埋めたとの記録がある（『女御入内記』（『仁孝天皇実録』所引）、『〔女御〕 夙子御方違行啓並立太后女御美子入内一会之記』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵））。
- (29) 註21前掲史料のほか、『〔女御〕 禊子御入内次第』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）「脂燭移取夜御殿良燈樓燈、持參藤壺移付塗籠内燈籠」、『鷹司政通記』文化14年12月11日条「脂燭火藤壺母屋付燈籠并火桶」、

- 『野宮定祥日記』(同上) 嘉永元年12月15日条「脂燭移付夜御殿良燈籠火、持參藤壺移付塗籠内」など。また、『公事録』「飛香舎御装束、(中略) 母屋御帳台御後良燈楼油坏設指油燈心等(不及供燈)、其下火爐加生灰(不及供火)、是後刻被供時為早速也」とあり、儀式当日に夜御殿の儀のための準備が行われる。
- (30) 着帯の儀には、飛香舎で行われる正式な儀式(臨産の1ヶ月前に行う表向きの着帯)とは別に、内裏外の御産所で行われる内着帯(懐妊5ヶ月目に行う実質の着帯)がある。
- (31) 藤原繫子は、文政3年(1820)5月16日の御産にあたり、早産のため着帯は行わなかった。その後再び懐妊し、文政6年4月2日に着帯の儀が予定され、飛香舎の室礼も完了していたが、同日御産後に薨じた(降誕の皇女も同日夭折)。繫子崩御後に入内した同母妹の祺子は、文政12年11月17日に内裏御常御殿で着帯を行っている(『[女御] 祺子御着帯御産等申沙汰記』〈宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵〉同日条)。
- (32) 主に『[准后] 慶子御着帯御産之記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)による。なお、書名に「准后慶子」とあるが、原本の表題は「准后御方御着帯御産一会之記」と記されており、内容も夙子の御産(皇女富貴宮降誕)の記録であることから、書名は「准后夙子」とするのが正しいと考えられる。
- (33) 南廂の御座については、指図に高麗大紋端晝・東京錦茵とあるが、註32の史料には「縹綯端(嘉永大紋)御座設(東西行)、御茵〔嘉永東京錦也〕加」とあり、両者に差異がみられる。宮内庁所蔵史料には、飛香舎の着帯の儀に関する同形式の指図が多数残されていることから、雛形となる指図があり、後世に儀式を行うにあたり、それを転写したうえで、配役者の名前の箇所のみ当時のものに書き改めるのが慣例となっていたと推察される。したがって、本稿で用いた指図も、それ以前の写しをそのまま用いたため、実態を記した文字史料との齟齬が生じた可能性がある。なお、欣子内親王の寛政度の着帯の儀では「主上御座西ノ方中宮御座」として、中宮の御座と並んで天皇の座も設けられたが(『中宮御産』〈宮内庁宮内公文書館所蔵〉)、その後の事例において天皇の座はみられないようである。
- (34) 着帯の式次第については、『公事録』、『准后御着帯御次第並絵図等』(宮内庁蔵)、『[准后] 慶子御着帯御産之記』などによる。
- (35) 『皇室制度史料 儀制 誕生 一』(宮内庁、2001年)による。
- (36) 註35前掲書による。
- (37) 以上、御産後の東宮中宮入内の儀については、『公事録』、『中宮御産』などによる。
- (38) 『明治天皇紀』安政3年(1856)9月29日条、万延元年(1860)7月10日条、慶応3年(1867)正月8日条。
- (39) 后妃との「御同殿」という表現は『禁裏執次詰所日記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)天保6年(1835)7月9日条、同年8月30日条などにみられ、それは「飛香舎御同居」(『統仁立親王雜記』〈同上〉天保6年6月21日条)と認識されていた。
- (40) 『寛宮御用雜記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)文化5年(1808)11月28日条。
- (41) 『平田職寅日記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)文化12年12月25日条「一、今日中宮御所御着帯(第二度、九个月)、(中略)中宮御所御着帯以後令移桂芳坊代(以□御在所為桂芳坊代)給云々、村上天皇於桂芳坊御降誕、今因准此嘉例給云々、」。
- (42) 『光格天皇中宮御産記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)文化12年9月27日条「一、中宮御産所之事、以飛香舎被擬桂芳坊之儀二付、伯二位所存被尋下候由、殿下委曲有被命之旨、白川召設申渡候處、尚相勘一兩日中可申上旨、被示候、」同10月1日条「一、伯二位被附、中宮御産所之事、以飛香舎被擬桂芳坊、以玄暉門被擬朔平門、且中宮御通廊下御隔等有之候者、於當時中宮御在所御産被為有、御子細有間敷存候乎、然御産穢御混合之節者、内侍所御構之分七日之間、被張注連可然存候、右被尋下之条々、及言上候、右一紙殿下進入候、」同15日条「一、御産所之事、未被仰出候得共、以飛香舎可被擬桂芳坊御時宜候、右二候得者、以平常御寝間被用御産所不苦候哉、若件御間不宜候者、其北之御間被用、有子細間敷哉、委細勘考可申上、且来年正月三箇日後、早々可被為有御着帯間、三箇日後早々之日次、内々可有勘

進、(中略)後刻内々勘進、二紙候、

附之、

御寝間可被用御産間哉之事、勿論其俣被用宜候、総而方位之吉凶者、各自寝所方位を相定、吉凶を撰候得者、御寝間を被用御産間候儀、何之差障無之候事、

十一月十五日 晴親、」。

- (43) 『禁裏執次詰所日記』天保8年(1837)10月19日条、同22日条。
- (44) 以上、立後の概要については、『皇室制度史料 后妃 二』(宮内庁、1988年)による。
- (45) 註1前掲論文参照。
- (46) 明治2年(1869)の東幸以降、京都御所や周辺の公家屋敷地は次第に荒廃した。同10年に京都御所に行幸した明治天皇は、8年の間に荒廃した光景を目の当たりにし、直ちに御所保存の叡慮を示されたという。図面は、明治13年2月と5月に作成され、天皇に奏上された御所の不用建物に色付けをした図であり、宮内省にて取解の分、京都府、護王神社、華族部長局に下賜される分などに区分されている。保存事業の方針として、御所における重要な建物及び行幸啓で使用される建物を保存するとともに、溜池や水路などの非常用の防火設備の充実、柿葺屋根の瓦葺への変更、築地・塀の改修、土蔵に保管されている所蔵品や御庭の木石などに関する調査と整理が行われた。
- (47) 『京都御所渡廊及び附属建物復原工事報告書』(宮内庁京都事務所、1978年)。